

2021年3月3日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 赤澤 公省 様

〃 精神・障害保健課長 佐々木孝治 様

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会

座長 神庭 重信 様

全国「精神病」者集団

共同代表 関口明彦・桐原尚之

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書に
関する第二次要望書

日ごろより精神障害者の地域生活、施策にご尽力くださり心より敬意を表しております。

さて、2021年2月15日、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」は、同検討会報告書素案を公開しました。報告書は、精神保健に関わる業務というかたちでの退院後支援を含む精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の見直しが提言されているものと理解しています。

つきましては、精神障害者の生活に係る法制度が障害者の権利に関する条約の趣旨を鑑みたものとなるように、下記のとおり修正されることを要望します。

記

頁	素案	修正意見
9	市町村においては、福祉に関わる相談指導等だけではなく精神保健も含めた相談指導等に取り組むことが重要となる。 そのため、精神保健に関わる業務の市町村の位置付けを見直し、市町村が精神保健に関する相談指導等について積極的に担えるよう、必要となる環境整備を行うべきである。	市町村においては、福祉に関わる相談指導等だけではなく精神保健も含めた相談指導等に取り組むことが重要となる。 そのため、精神保健に関わる業務の市町村の位置付けを見直し、市町村が精神保健に関する相談指導等について積極的に担えるよう、必要となる環境整備を行うべきである。 <u>なお、精神保健相談は、精神障害者本人の同意がない状態で市町村、保健所、精神保</u>

		<u>健福祉センターが医療機関と連携することがないよう慎重に進められなければならない。</u>
9	精神保健相談の更なる充実や重症化の予防を図る観点から、保健所や精神保健福祉センターは市町村の個別支援での協働や医療機関との連携を含む医療に関する事項の調整及び対応等により市町村を支援することが重要である。	精神保健相談の更なる充実や重症化の予防を図る観点から、保健所や精神保健福祉センターは市町村の個別支援での協働や医療機関との連携を含む医療に関する事項の調整及び対応等により市町村を支援することが重要である。 <u>なお、精神保健相談は、精神障害者本人の同意がない状態で市町村、保健所、精神保健福祉センターが医療機関と連携することがないよう慎重に進められなければならない。</u>
9	これらの取組の推進は、市町村等と精神科病院、精神保健医療福祉に携わる地域の関係機関の顔の見える関係の下に取り組まれることが前提であり、協議の場を通じて、更なる連携の強化に努める必要がある。	これらの取組の推進は、市町村等と精神科病院、精神保健医療福祉に携わる地域の関係機関（警察機関を除く。）の顔の見える関係の下に取り組まれることが前提であり、協議の場を通じて、更なる連携の強化に努める必要がある。
10	具体的には、精神障害を有する方等の精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により危機的な状況に陥った場合に、適切な精神保健医療福祉の支援につなげる観点から、精神保健福祉センターの支援等の下に行う、保健所や市町村保健センターからの訪問等による支援の充実が必要とされている。	具体的には、精神障害を有する方等の精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により危機的な状況に陥った場合に、適切な精神保健医療福祉の支援につなげる観点から、 <u>当該者の同意を基本とした</u> 精神保健福祉センターの支援等の下に行う、保健所や市町村保健センターからの訪問等による支援の充実が必要とされている。
10	このため、保健所や市町村保健センターには、平時から精神障害を有する方等の状態について把握し、危機に対しても訪問等の手段により速やかに応じ、当該者の意思を尊重しつつ、適切な医療等の支援へつなげる判断をするといった取組が求められる。	このため、保健所や市町村保健センターには、 <u>(削除)</u> 当該者の意思を尊重しつつ、適切な医療等の支援へつなげる判断をするといった取組が求められる。
16	ピアサポート 4 とは、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として	<u>ピアサポートとは、平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事</u>

	<p>支え合うことである。また、ピアサポートの有効性を活かす実践をしている者をピアサポーターと呼んでいる。</p>	<p><u>業(身体・知的分野)「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」</u>によると、<u>同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として支え合うこととされているが、それ以外さまざまな意味で活用されてきた経緯がある。</u></p> <p>また、ピアサポートの有効性を活かす実践をしている者をピアサポーターと呼んでいる。</p>
17	<p>ピアサポーターが協議の場等において意見として出したいことや伝えたいことなどを「言葉にすること」について、そのために必要な説明を受けることや準備の時間が確保されること、発言しやすくなるような取組等を一緒に考え、ピアサポーター及び専門職等が協働しながら経験を積み重ねていくことが重要となる。</p>	<p><u>当事者・ピアサポーター</u>が協議の場等において意見として出したいことや伝えたいことなどを「言葉にすること」について、そのために必要な説明を受けることや準備の時間が確保されること、発言しやすくなるような取組等を一緒に考え、<u>当事者・ピアサポーター</u>及び専門職等が協働しながら経験を積み重ねていくことが重要となる。</p>
17	<p>一方で、例えば、精神科医療機関等におけるピアサポーターの活動実態の多くは把握されていない状況でもある。今後、障害福祉サービス等以外におけるピアサポーターの活動を検討する際に必要な実態把握に努めることも必要である。</p>	<p>一方で、例えば、精神科医療機関等における<u>当事者・ピアサポーター</u>の活動実態の多くは把握されていない状況でもある。今後、障害福祉サービス等以外における<u>当事者・ピアサポーター</u>の活動を検討する際に必要な実態把握に努めることも必要である。</p>

以上

〒164-0011

東京都中野区中央 2-39-3

Tel 080-6004-6848 (担当：桐原)

E-mail jngmdp1974@gmail.com